住所　東京都昭島市拝島町１丁目９番15号
金黛子　昭和56年６月15日生
住所　東京都東村山市久米川町４丁目31番地７
宋娟枝　昭和54年７月７日生
住所　東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目12番地49
オスバルド・マサヒロ・ニシダ　昭和49年10月22日生
ベアトリス・ミツエ・ワタナベ・ニシダ　昭和49年５月23日生
住所　福岡県宗像市自由ヶ丘９丁目15番地４
ビアンカ・ミカ・ニシダ　平成23年４月16日生
住所　福岡県宗像市自由ヶ丘９丁目15番地４
金聖治　昭和43年５月21日生
住所　愛知県春日井市勝川町３丁目19番地
尹惠正　昭和49年１月16日生
李誠敏　平成11年８月14日生
住所　福岡県古賀市青柳町113番地３
安成男　昭和54年６月22日生
住所　奈良県生駒市鹿ノ台東１丁目６番地５
李季代子　昭和24年12月10日生
崔梨惠　昭和47年８月31日生
崔孝明　昭和49年８月21日生
崔明惠　昭和56年２月２日生

○外務省告示第三百十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年八月二十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年九月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年８月28日	2004年９月６日	TG5669246

○農林水産省告示第二千百八十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、集成材の格付の様式及び表示の方法（平成八年二月十四日農林水産省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

住所　奈良市中山町200番地145
白善章　昭和58年12月27日生
住所　奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―524号
高詒香　昭和56年８月８日生
住所　横浜市神奈川区金港町８番地１
劉冰冰　昭和61年７月23日生

○外務省告示第三百十二号

平成二十四年九月三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第一期）計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年九月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年九月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第二千百八十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての検査方法（平成十九年十一月二十六日農林水産省告示第千四百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十六条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての検査方法（平成十九年十一月二十六日農林水産省告示第千四百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

本則の表利率欄中「１・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「１・二パーセント」を「１・一パーセント」に、同表二の項利率欄中「１・三パーセント」を「１・二パーセント」に、同表三のイの項利率欄中「１・二パーセント」を「１・一パーセント」に、同表三のロの項利率欄中「１・三パーセント」を「１・二パーセント」に、同表四の項利率欄中「１・三パーセント」を「１・二パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十四年八月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第一号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条の二第三項、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十四号）第二条の十一の二第三項及び核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条の二第三項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準

1　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第６条の２第１項、核燃料物質の使用等に関する規則第２条の11の２第１項及び核原料物質の使用に関する規則第３条の２第１項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

2　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラムその他のハードウェア及びソフトウェアの全部又は一部により構成されるものであって、電磁的方法による保存をするためのシステムをいう。

(2)　「室」とは、情報システムを設置している室及びデータ記録媒体を保管する室をいう。

(3)　「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。

(4)　「データ記録媒体」とは、データを記録したディスク、磁気テープ、フィルム、カードその他の媒体をいう。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。